

【タイトル】

北カリマンタン州タラカン市における大規模社会制限の再延長

【ポイント】

- 北カリマンタン州タラカン市で実施されている大規模社会制限は、6月20日まで延長されています。
- 在留邦人の皆様におかれては、引き続き、感染予防と最新情報の入手に努めて下さい。

【本文】

1 北カリマンタン州タラカン市で実施されている大規模社会制限について、タラカン市長は6月5日付で市長決定を発出し、6月7日から6月20日まで更に実施を延長することを決定しました。

2 制限の内容については、4月26日付の当館からの領事メール

(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100048821.pdf>)及び5月9日付領事メール(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100053206.pdf>)をご確認ください。

3 在留邦人の皆様におかれては、引き続き、感染予防及び地元政府の措置に関する最新情報の収集に努めてください。

このメールは、当館管轄区域にお住まいの皆様及び「たびレジ」に登録されている方に配信されております。

【問合せ先】

在スラバヤ日本国総領事館(管轄区域:東ジャワ州, 東カリマンタン州, 南カリマンタン州, 北カリマンタン州)

住所: Jl. Sumatera 93, Surabaya, INDONESIA

電話: (市外局番 031) 5030008(夜間休日緊急連絡先: (国番号 62)-21-27899750

※2020年3月31日から夜間休日緊急連絡先が上記番号に変更となりました。

国外からは(国番号 62)-31-5030008

FAX: (市外局番 031) 5030037

国外からは(国番号 62)-31-5030037

ホームページ: <https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/>

○「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

以上